

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

令和 3年 9月 15日

関東地方整備局長
千葉県知事 殿商号又は名称 関東地方不動産株式会社
免許証番号 国土交通大臣 (1) 第 99999号
知事
代表者氏名 代表取締役 千葉 太郎

コメントの追加 [千葉県1]: 大臣免許の業者の場合は管轄の地方整備局長と千葉県知事との併記。
千葉県知事免許業者以外の都道府県知事免許業者の場合は、免許権者である都道府県知事と千葉県知事との併記。

1	所在地	名称	千葉県庁中庁舎販売センター
	届出の対象となる案内所、展示会等の場所	所在地	千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043-223-3238
2	業務の種類	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介	
	業務の様態	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理	
業務の内容	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	(商号又は名称) 国土交通大臣 千葉県不動産株式会社 千葉県知事 (1) 第77777号
		名称	千葉県庁中庁舎マンション
		所在地	千葉市中央区市場町1-1
		宅地	区画 敷地面積の合計 m ²
		戸建住宅	戸 延べ面積の合計 m ²
	区分所有建物	40戸 延べ面積の合計 30,000,000 m ²	
3	業務を行う期間	令和3年10月15日 から 令和4年10月14日 まで	
4	専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名	登録番号
		千葉 華子	(千葉) 888888

コメントの追加 [千葉県2]: 電話番号は原則として記入してもらいますが、やむを得ず届出時点で未定の場合は未定と記入して下さい。

コメントの追加 [千葉県3]: 売主が複数ある場合は、すべての売主について記載してください。

コメントの追加 [c4]: 業務開始日は、届出を行う日から最短で中10日を空けてください。

【例】
10月15日に業務を開始する場合は、10月4日までに届出が必要です。
郵送の場合、届出日は書類の到達日となりますので、余裕をもって届出してください。

備考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

①「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

②「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。